町民課

戸籍システムサービス停止のお知らせ 停止日　8月26日(土) 土曜開庁時

戸籍システムの入替作業に伴い、次の証明等の発行業務を実施することができません。

・戸籍謄抄本・戸籍の附票
・除籍謄抄本・原戸籍謄抄本
・身分証明

ご利用のお客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、住民票・印鑑証明の発行は行います。

問合せ　町民課　戸籍住民担当　☎62－2154

環境農政課

生ごみ処理機を活用してごみを減らしましょう

町では、生ごみ処理機を設置する町民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付いたします。

補助の対象者

・町内に住所を有し、居住している方
・生ごみ処理器の設置場所を確保し、良好な状態で維持管理できる方
・堆肥化、減量化された生ごみを適正に処理できる方

対象品目

・発酵式生ごみ処理機（コンポスト等容器）の新規購入（1家庭に2基まで）
・電気式生ごみ処理機の新規購入（1家庭に1基まで）
・発酵式と電気式を新規購入の場合は、1家庭にそれぞれ1基まで

補助額

設置にかかる金額の2分の1、ただし、30、000円を上限とする。（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

申請方法

処理機を購入後、領収書を添付して、環境農政課窓口へ補助金交付申請書及び請求書を提出してください。様式は、町ホームページでダウンロードできます。

問合せ　環境農政課　みどり環境担当　☎62－0719

環境農政課

さいたま緑のトラスト運動指導員（ボランティアスタッフリーダー）養成研修の実施について

緑のトラスト運動の推進に必要な知識と技能を高めるとともに、指導員相互の連携を図り、緑のトラスト運動の発展に資することを目的とし、下記のとおり研修会を実施いたします。

内容　トラスト保全地や里山に関する講義、野外での自然観察、活動時の安全方法などを学ぶ。

日程　8月26日（土）～11月26日（日）の期間で全7回

定員　30名（申込順）

対象　研修終了後にボランティアスタッフとして協会の活動に参加できる方

※ボランティアスタッフは、協会会員の中でさらに協会の活動にご活躍いただく方です。会員でない方は、併せて協会への入会手続きが必要となります。

場所　県内トラスト地及び埼玉会館など

費用　6、000円（教材費、保険料を含む）

※非会員の方は、併せて年会費1、500円が必要となります。

申込み期間　8月18日（金）までに電話で申し込み

問合せ・申込み　（公財）さいたま緑のトラスト協会事務局担当：藤岡、三好、村松　☎048－824－3661

税務課

町県民税（第二期）の納期限は8月31日です

平成29年度町県民税第二期の納期限は8月31日です。

納付書で納付される方は、納付書裏面に記載されている納付場所にて、納期限内に納付をお願いいたします。

口座振替の方は、8月31日に所定の口座から引き落としされます。納期限前に通帳残高のご確認をお願いします。

問合せ　税務課　収税担当　☎62－2153

税務課

納税は便利な口座振替をご利用ください

町税等の納付は口座振替をおすすめします。

口座振替による納税は、指定された口座から納期ごとに、自動的に引き落とされることにより納税される方法です。

納め忘れることがなく、納めに出かける必要もなく、安心・確実・便利な口座振替をおすすめします。

《口座振替のできる金融機関》

◎埼玉縣信用金庫　本・支店
◎埼玉りそな銀行　本・支店
◎りそな銀行　本・支店
◎埼玉中央農業協同組合　本・支店
◎武蔵野銀行　本・支店
◎全国のゆうちょ銀行

《口座振替のお申し込み方法》

納税通知書・預金通帳・届出印鑑をお持ちになり、右記の金融機関の窓口にて「口座振替申込書」をご記入のうえ申し込みをお願いいたします。

問合せ　税務課　収税担当　☎62－2153

上下水道課

浄化槽をご使用の皆様へ

ご家庭の庭先に埋設された浄化槽は、トイレ等の汚水を処理するもので生活に欠かせない重要な施設です。汚水は浄化槽の中の微生物の働きにより浄化され、最後に消毒され側溝等に放流されます。微生物が十分に働けるように、たまった汚泥の引抜きや装置の調整、消毒薬の補充などの維持管理を行わないと、故障により多額の費用が必要になったり、悪臭等で近隣に迷惑をかけたりする可能性もあります。このため、浄化槽の維持管理としては次の3つを行うことが法律により義務付けられています。

（1）**保守点検**　浄化槽の運転状況の点検や調整、修理、消毒薬の補充等（年3回以上）

（2）**清掃**　浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りなど（年1回以上）

（3）**定期水質検査**　保守点検清掃が適正に行われているか、放流水の水質は良好であるかなどの検査（年1回）

浄化槽をご使用の方については、この3つの維持管理を清掃業者などにそれぞれ依頼（委託）しなければなりません。浄化槽の機能が十分に発揮するよう適正な維持管理をお願いいたします。

※町管理型浄化槽をご利用の方については維持管理を町で行っております。

問合せ・検査申込み先

（一社）埼玉県環境検査研究協会　☎048－649－5151
上下水道課　下水道担当　☎62－0728

上下水道課

使用水量・料金等のお知らせについて

水道メーターの検針時に「使用水量・料金等のお知らせ」をお渡ししております。お知らせには、お客様がお使いになられた水量や請求予定金額など記載されております。なお、読み方について、町ホームページに掲載しておりますのでご参考にしてください。

問合せ　上下水道課　管理担当　☎62－0728

上下水道課

平成29年度排水設備工事責任技術者共通試験のご案内

試験日　11月26日（日）

試験会場　埼玉工業大学（深谷市）

受付期間　8月21日（月）～9月29日（金）必着

申込方法　郵送

受験料　10、000円

受験資格

次のいずれかに該当する方

①高等学校の土木工学科又はこれに相当する過程を修了して卒業した方

②高等学校を卒業した方で、排水設備工事等の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する方

③排水設備工事等の設計又は施工に関し、2年以上の実務経験を有する方

④①～③に準ずる方

☆受験案内については8月21日（月）より役場3階の上下水道課にて配布しております。

問合せ　上下水道課　下水道担当　☎62－0728

地域支援課

皆さんの声をまちづくりに町政モニターを募集します

町では、広く町民の皆さんから意見・提言をお聴きし、今後のまちづくり、住民サービス向上に活かして行くため、町政モニターを募集します。

主な職務　インターネットによるアンケートに回答していただきます。

応募資格　募集年度の4月1日現在満18歳以上で、本町の住民基本台帳に登録されている者かつインターネットを利用できる機器を保有している方（ただし、国及び地方公共団体の職員又は町議会議員など公選による職の方は除きます）。

定数　100名以内

任期　2年

謝礼　インターネットによるアンケート調査への回答1回につき500円とし、金銭でなく地域商品券等にて送付します。

応募方法　詳しくは町ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。なお、以下の二次元コードからも応募フォームに飛ぶことができます。

問合せ　地域支援課　政策創生担当　☎62－2152

まちづくり整備課

道路に隣接する所有地に樹木・生垣等をお持ちの方へ

倒木・枝のはみ出しは大丈夫ですか?

町内において民地の樹木が倒れ、道路が通行止めになるなどの交通障害が発生しています。倒木の事例としては、枯れ木をはじめ、一見元気そうな樹木でも生茂った枝葉の重みで風雨に耐えられず、突如根元から倒れてしまうケースが多く見受けられます。

また、宅地の生垣なども道路に伸びていると、通行の妨げになり大変危険です。道路に隣接する所有地に、樹木や生垣をお持ちの方は、倒木等による事故を防止するためにも、適切な維持管理をお願いします。

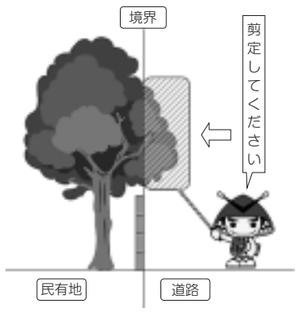

問合せ　まちづくり整備課　管理建設担当　☎62－0721

公告

嵐山町東原土地区画整理組合事務局からお知らせします

左の表の上欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該下欄のとおり公告する。

平成29年　8月　1日

嵐山町東原土地区画整理組合
理事長　佐々木　弘治

問合せ

嵐山町東原土地区画整理組合事務局（まちづくり整備課区画整理担当）
☎62－0721

書類の送付を受けるべき者	
氏名	住所
齊藤　ヒデ子	板橋区上赤塚町508番地

通知の内容
従前地：嵐山町大字菅谷字清水332番1 換地処分後の土地：嵐山町大字菅谷1087番地